

**在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与
に関する法律の一部を改正する法律案**

令和6年2月
外務省

1 背景・経緯

外務省は、国際情勢の変化に応じ、国際社会において我が国が適切な役割を果たし得るよう、在外公館の整備に取り組んでいる。具体的には、毎年の機構要求や予算要求等の結果、在外公館の新設・改廃、在勤基本手当の基準額の改定等を行う必要性が生じた場合、「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律」（昭和27年法律第93号）の改正を行っている。

2 改正事項

(1) 在ナイロビ国際機関日本政府代表部の設置（兼館）（別表第一及び別表第二関係）

ケニアの首都ナイロビには、国連環境計画（UNEP）及び国連人間居住計画（UN-Habitat）の本部が所在。UNEPは国連において環境分野を唯一専門的に扱う総合調整機関であり、プラスチック汚染に関する条約の事務局としても機能している。UN-Habitatは人間居住に関する広範な課題を扱う国連機関である。我が国としては両国際機関との関係を強化する必要があり、在ナイロビ国際機関日本政府代表部を設置し、同代表部の名称及び位置並びに同代表部に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。

(2) 既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額の改定（別表第二関係）

最近の為替相場及び物価水準の変動等を勘案して、在勤基本手当の基準額を改定する。

(3) 在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当の小学校に係る加算額の限度の適用対象年齢の引下げ（第15条の2関係）

5歳で小学校に入学する子女に係る子女教育手当を支給するに当たり、5歳での小学校入学に合理的理由が認められる場合は、幼稚園ではなく小学校に係る加算額の限度を適用することができるよう、同加算額の限度の適用対象年齢を6歳以上から5歳以上に改める。

(4) 在外公館に勤務する外務公務員の在勤手当の月額を規定する通貨の改定（第10条、第15条の2、第18条及び第19条関係）

現在、在勤手当（住居手当以外）の月額は本邦通貨により定められており、構造的に送金時の為替変動のリスクを在外職員が負担することになっている。この問題を根本的に解消するため、在勤手当の月額を外国通貨により定めることを基本とするよう改正する。

3 留意事項

(1) 国会提出は、2月9日。

(2) 本法案は、予算関連法案である。

(3) 本法案は、「日切れ扱い」を要望する法案である。

(了)